

平成16年(ヨ)第22093号 著作隣接権侵害差止請求仮処分命令申立事件

債 権 者 日 本 放 送 協 会

債 務 者 有 限 公 社 エ フ ェ ビ ジ ョ ン

準備書面1

平成16年8月16日

東京地方裁判所第40部2係 御中

債権者代理人弁護士 梅 田 康 宏



第1 債務者答弁書について

今般債務者から答弁書が提出されたが、そこにおける債務者の主張は、債権者らが主張している本件サービスにおける複製行為の主体性の評価に何ら影響を与えるものではない。

債権者の主張はすでに申立書で述べたとおりであり、追加して主張をする必要は無いと考える。

第2 債務者の誤解等に関する補足

本件における複製行為の主体性の評価に関して特に重要なことは考えられないが、債務者の答弁書における主張に誤解等があるようなので、念のため以下の各点について若干の補足をする。

1 「日本語衛星放送」について

債務者は、「日本放送協会の関連会社『日本語衛星放送』も日本で録画したビデオテープを外国に送付し複製することが適法であることを前提としている」

(答弁書2頁下から2行目)と主張している。

しかし、そのような事実はない。債務者が証拠として引用している乙4号証においてもそのような記載は一切無く、事実に反することは明らかである。

2 「ハウジングサービス終了時に返却した事実」について

債務者はテレビパソコンについて、「ハウジングサービス終了時に返却した事実がある」(答弁書3頁9行目以下)と主張し、その証拠として宅配便の帳票(乙8号証)を提出している。

しかし、乙8号証によると、その受付日は平成16年10月9日であって未だ到来していないことに加え、送られた荷物は、サイズが「60」(3辺計(縦・横・高さの合計)が60cmまで、重量2kgまで)である。

到底、この帳票がテレビパソコン(乙5号証)を配送した際の帳票とは考えられない。申立書に記載のとおり、債務者がテレビパソコンを管理している事実には変わりがない以上、この点は何ら本件の結論に影響を与えるものではないと考えるが、債務者の主張自体にこのような疑念がある以上、念のため指摘しておく。

3 債権者が申立書の別紙を捏造しているとの点について

債務者は、申立書別紙2の図について、これは本件サービスによって生じる画面ではなく、「お試し」サービスによって生じる画面であることから、「この別紙2⑥は明白な捏造である」(答弁書6頁15行目)としている。

しかし、申立書別紙2の「⑥転送・保存先の確認」の写真は有料の本件サービスの利用過程で生じた画面写真であり、「お試しサービス」の画面写真ではない。

即ち、「⑥転送・保存先の確認」で表示されている「ファイル名」は「_CH12_2003_Oct_23_19_30.avi」であり、これは2003年10月23日19:30から12チャンネルの放送番組を複製したファイルであることを示しているが、かかるファイル名は、本件サービス(有料サービス)を利用した際に自動的に付

されるものである（なお、このファイルは、「③録画予約」の画面に表示された10月23日19:30から同日20:00までの30分間、12チャンネルの「TVチャンピオン」の録画予約により録画されたファイルである。）。

これに対して、「無料お試しサービス」を利用した場合には、例えば「504f05438b0723235526f9fab782f011.avi」のように、数字と記号を羅列したファイル名が付される（なお、「お試しサービス」とは、広く「お試し」を行う者に、債務者所有のテレビパソコン内において債権者らの放送番組を複製させ、送信しているサービスのことであり、これ自体債権者の著作権および著作隣接権を侵害する違法なサービスである。）。

従って、この「⑥転送・保存先の確認」の画面写真は債務者の本件サービス（有料サービス）を利用した際に現れた画面をそのままキャプチャしたものであることは明らかであり、同画面写真が捏造であるとの債務者の主張が、債務者の誤解にすぎないことは明らかである。

なお、そもそも、仮に債務者の主張するとおり、発信元にルーターのIPアドレスが表示されるとても、当該ルーターを管理して本件サービスに供しているのは債務者である以上、何ら本件の結論に影響を与えるものではない。

4 過去の裁判例について

債務者は、カラオケの判例につき、「顧客の行為自体が違法な事件」であったとの主張をしているように思われるが、そうであれば事実と異なる。

カラオケの判例では、例えば東京高判平成11年7月13日判決（判時1696号137頁）は、少なくとも自然的観察のもとでは顧客の行為であることが明らかな歌唱行為（著作権法上の演奏行為に該当）についても、著作権法上はそれがカラオケボックス業者の行為と評価できると認定したうえで、著作権侵害と結論付けている。仮に歌唱行為の主体を顧客と解すれば、顧客の行為が適法であることは明らかであって（そもそも公の演奏に該当しないし、仮に該当しても著作権法38条1項により結局適法となる）、当該判決は顧客の行為が違法で

あるという前提で下されたものではない。

第3 結語

すでに、本件サービスにおける複製行為の主体性の評価に関する双方の主張は一通り述べられており、一方で、債権者の権利は日々侵害されている。債権者としては、裁判所の判断を速やかに戴けるよう希望する。

以上